

## 第 2 回唐津市特別職報酬等審議会概要

会議名称	第 2 回唐津市特別職報酬等審議会
開催日時	令和 5 年 7 月 3 1 日（月） 午後 3 時 3 0 分から午後 5 時 1 0 分まで
開催場所	唐津市役所本庁舎 3 階 災害対策本部
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 第 1 回審議会の概要報告</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) （追加）資料説明</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 答申（案）について</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) 会計年度任用職員の給与額について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>
出席者	<p>委員：落合会長、堤委員（会長職務代理者）、 岩本委員、甲斐委員、川寄委員、小峰委員、城委員、 田坂委員、古別府委員、渡邊委員</p> <p>事務局：総務部長、総務副部長、人事課長、給与係長ほか</p>
会議資料	<p>審議会次第、第 1 回審議会の概要報告、審議会資料、答申（案）、 （追加資料）議員の報酬額検討資料について、特別職の職員 で非常勤のものに対する報酬額について、会計年度任用職員 の給与額について</p>

## 1 開 会

## 2 会 議

事務局から本日の審議会の流れを説明。本日の審議会では、特別職の報酬等の額について、「改定の方向性」と、改定が必要となった場合の「改定の時期」までを決定していただくこととし、審議会への諮問事項ではないが、「特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額」と、「会計年度任用職員の給与額」についても意見を伺いたいと説明を行った。

### (1) 第 1 回審議会の概要報告

第 1 回審議会の概要報告の資料をもとに内容を説明。特別職の報酬等の額の方向性について、市長、副市長及び教育長の給料額は、引上げの検討を残しつつ、据え置き意見が多かったこと。市議会議員の報酬については、報酬の額を上げる方向で議論を進めていくことを報告した。

また、追加資料として、合併時からこれまでの市長、副市長及び教育長並びに市議会議員に係る仕事の内容、負担の変化が分かる資料、現在の財政状況の中で、市民サービスに対する投資の状況、報酬額を上げた場合の人件費への影響、また、大型事業の財源が分かる資料、いつから報酬を上げるかということを検討する上で、これからの財政状況の展望が分かる資料を求められたことを報告した。

報告について、委員から次の意見などが出された

- ・報酬額を決めるにあたっては、市民への負担を伴うため、合併後の市の財政状況がどのように変化したのかを理解した上で慎重に審議していきたい。
- ・市町村合併により、9名の首長の業務を現在1人で担っている。そういう部分が給料に反映できていないと思っている。

### (2) (追加) 資料説明

### (3) 答申(案)について

事務局から追加資料の説明及び答申（案）の説明を併せて行い、委員から次の意見などが出された。

- ・ 今後の財政見通しについて、合併以後、企業誘致などによる歳入対策の成果があまり見えない中で、それでは厳しいという考え方になってしまう。
- ・ 歳出の投資的経費について、大型事業が令和6年度で一度落ち着くということであったが、今後甚大な災害発生に伴う復旧費も必要になっていく可能性を考えると、決して財政状況に余裕ができるとは言えないと思う。また、歳入について、財政見通しの令和9年度よりもっと先の若者たちが健全に生活できる見通しを立てるために、人口減が今後どのように影響してくるかということを明確にしなくてはいけないと思う。
- ・ 魅力ある市であるのに、人口減に伴い税収なども減っていくことを理由に守りに入ってしまい、大幅に人口が減少してしまうということは避けたいと思う。財政的に厳しい状況であっても頑張って魅力ある施策を提案してもらいたいと考えたときに、それはどちらかという行政の力だけでなく、議員の方からそういうやる気のある循環を作っていきたいと思う。そのためには、専業として議員を本職で頑張りますという人が手をあげられる環境を色々作って行く必要があると思う。まずは、その一つとして報酬額を上げられたらいいと思っている。
- ・ 歳入が非常に厳しい状況であるのはわかるが、議員の報酬額を検討する上で、類似団体の中でも本市の決算額が一番多い。それだけ様々な仕事があり、議員の負担が大きいのではないかと思っている。

■ **市長、副市長及び教育長の給料額並びに市議会議員の報酬額の方向性について**

市長、副市長及び教育長の給料額並びに市議会議員の報酬額の方向性の決定について、委員から次の意見などが出された。

- ・ 経済状況を見てみると、日本では20年余り賃上げがほとんど行われなかった。日銀が金融緩和を10年にわたって行ってきたからであるが、これにより物価も上がらないし、賃金も上がらない状況がずっと続いており、特別職の審議会も開催されなかったと思う。それが、昨年から状況が変わってきて、賃上げの議論が行われると同時に、物価も上昇しているので、日銀も政策を変えるということになってきている。そして、それが今回の審議会につながっているものと思っている。
- ・ 報酬の決定にあたっては、財政状況に適合する必要があると思っている。議員の報酬のみを上げるとした場合、議員定数が削減されているからという理由はよくないと思う。現在、合併から社会情勢が大きく変化しており、物価も大きく上昇し、最低賃金の引上げのニュースもあっている中で、議員だけでなく、市長、副市長及び教育長も含め、特別職全てを財政状況に適合するかたちで上げていくことがいいと思う。議員のみを上げるとした場合には、市民の理解を得られないと思う。
- ・ 財政見直しについては、必要な財源をどのように確保し、配分しているかという見方が重要であり、それを行うのが行政の仕事である。財政見直しも重要であるが、市全体の施策や災害対応を含め、財源確保に努力されている部分について執行部を含め、評価して判断すべきと考える。
- ・ 答申（案）にもあるように、30代、40代の方が立候補できるような環境を作っていく必要があるというのが、議員の報酬を上げる理由である。議員定数を減らしたということは、あくまでも付随する意見であったと思う。  
全国的に見ても、県内で見ても議員の報酬は相対的に低いと思われる。  
これまでの意見として、議員の報酬を上げて前向きに市を活性化し

ていくというものが多かったと思っている。

### ◎方向性の決定

- ・市長、副市長及び教育長の給料額については、現状のまま据え置くこととする。
- ・市議会議員の報酬については、報酬の額を引き上げることとする。

### ■市議会議員の報酬額の改定の時期について

市議会議員の報酬額の改定の時期について、次のとおり確認を行うとともに、意見が出された。

- ・立候補しやすい環境を示すため、次の任期から報酬が上がるというアナウンスについては、市議会議員の報酬が条例事項であり、改定時期を含め議会の議決を経る必要があることから、それがマスコミに取り上げられることで、例えば今年の12月議会に議案を上程すれば、次の選挙の1年程度前には皆さんにお知らせすることができると思われる。
- ・これまでの審議で出された若い人が立候補しやすい環境を整えるといった意見からすると、次回の任期からというのが一番妥当であると思われる。

### ◎改定の時期の決定

市議会議員の報酬の改定については、次期任期からの実施とする。

### ■市議会議員の報酬額の改定額について

市議会議員の報酬額の改定額について、追加資料として配布した「議員の報酬額検討資料について」も含め、委員から次の意見などが出された。

- ・地方議員の年収についてランキングを調べてみたが、類似団体の糸島市の議員年収が731万円で268位なのに、唐津市は300位内にも入っていない。佐賀市は、870万円で155位というところ。この水準がベースになるかと思い、報酬額を検討してみた。例えば、月額を46万円にすると年収が726万5,700円とな

り、300位内の271位となる。

これを基準に副議長、議長を計算すると、副議長が49万円、議長が54万円になるかと思われる。

- ・これから積極的に議員になってもらいたいという前向きな方向で報酬を上げようとしているわけだから、積上げ方式も大事であるが、ランキングの300位内にするとか、佐賀市との年収の差を85%以内にするとといった考え方も大事だと思う。

金額が最終的にどこに落ち着くか分からないが、もっと上げていいと思っている。

- ・それなりに金額を上げないと、本当になろうという人はいないと思う。物価も上昇している中で、それに連動しただけでなく、もう少し上げていいと思う。
- ・47万円ぐらいという金額も一つの候補としてあるが、答申の中に上げる根拠の説明も入れる必要がある。事務局で説明ができる資料の作成をお願いします。また、その資料には月額と年収を併記すること。

#### (4) 特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について

特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について、委員から次の意見などが出された。

- ・県内の他市と比較しても一定の水準にあると思われるため、改定の必要はないと思われる。

#### ◎意見のまとめ

特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について、改定の必要性はない。

#### (5) 会計年度任用職員の給与額について

会計年度任用職員の給与額について、事務局から今後の対応案について説明を行った。

- ・報酬月額について、地方公務員法に定める職務級の原則、均衡の原

則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とする。（給料表を導入）

- ・ 勤勉手当について、令和6年度からの支給に向け、国の指針（会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル）や県に準じて、基礎額、期間率及び成績率の取扱いなど具体的な取扱い方法等を定める。

説明に対して委員から意見が出され、次のことが確認された。

- ・ 10月からの最低賃金の改定により基準を下回る職種がある場合には、まず規則を改正し対応を行う。

#### ◎意見のまとめ

事務局の提案を支持する。

#### 4 その他

- ・ 第3回審議会は10月下旬に開催することを確認した。

#### 5 閉 会